

目次

第 1 章	総則
第 1 条	規約の適用
第 2 条	本規約の範囲
第 3 条	本規約の変更
第 4 条	本規約の公表
第 5 条	用語の定義
第 2 章	本サービスの種類
第 5 条の 2	本サービスの種類
第 3 章	契約
第 6 条	基本サービス
第 7 条	契約の単位
第 8 条	保守契約申込の方法
第 9 条	保守契約申込の承諾
第 10 条	最低利用期間
第 11 条	契約内容の変更
第 12 条	保守契約の地位の承継
第 13 条	保守契約者の氏名等の変更の届出
第 14 条	利用権の譲渡
第 15 条	保守契約者が行う保守契約の解除
第 16 条	当社が行う保守契約の解除
第 4 章	付加サービス
第 17 条	付加サービスの提供
第 18 条	付加サービスの廃止
第 5 章	利用中止等
第 19 条	利用中止
第 20 条	利用停止
第 6 章	料金等
第 21 条	料金及び工事に関する費用
第 22 条	利用料金の支払義務
第 23 条	手続きに関する料金の支払義務
第 24 条	工事費の支払義務
第 25 条	料金の計算方法等
第 7 章	割増金及び延滞利息
第 26 条	割増金
第 27 条	延滞利息
第 8 章	損害賠償等
第 28 条	責任の制限
第 29 条	免責
第 9 章	雑則
第 30 条	承諾の限界
第 31 条	本サービスの廃止
第 32 条	利用に係る保守契約者の義務
第 33 条	保守契約者に対する通知
第 34 条	保守契約者からの通知
第 35 条	個人情報の取扱い
第 36 条	有料保守情報画面の提供
第 37 条	不可効力
第 38 条	特約

料金表

通則

第 1 表	料金
第 1	利用料金
第 2	手続きに関する料金
第 2 表	工事に関する費用

附則

第1章 総則

(規約の適用)

- 第1条 有料保守サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する有料保守サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件について定めるものです。
- 2 本サービスに係る契約者（以下「保守契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 3 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するご利用ガイド等の本サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は保守契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

(本規約の変更)

- 第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。
- 2 変更後の約款の効力発生後、保守契約者が特段の申出なく本サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他保守契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、保守契約者がかかる変更へ同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、本規約を公表します。

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 保守契約	本サービスの提供を受けるための契約
5 対象ネットワークサービス	当社の Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス（その Universal One サービスに係る外国側の電気通信回線を含みます。以下「Universal One サービス」といいます。）又は当社が指定する当社の電気通信サービス
6 ネットワーク契約者	対象ネットワークサービスに係る契約者
7 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
8 監視対象機器	保守契約者が本サービスの提供を受ける端末設備
9 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの種類

(本サービスの種類)

第5条の2 本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
ベーシック（ライト）	第6条（基本サービス）に定める基本サービスのうち、疎通監視サービス及び故障通知サービスを提供するもの
ベーシック（標準/カスタマイズ）	基本サービスのうち、疎通監視サービス、故障通知サービス及び機器保守手配代行サービスを提供するもの
エンタープライズ	すべての基本サービスを提供するもの

第3章 契約

(基本サービス)

第6条 本サービスは、次の基本サービスを提供します。

区 別	内 容
疎通監視サービス	対象ネットワークサービスに係る監視対象機器の疎通を当社が遠隔で監視するサービス
故障通知サービス	当社が対象ネットワークサービスに係る故障を検知した場合、保守契約者があらかじめ指定した連絡先に通知するサービス
機器保守手配代行サービス	監視対象機器の故障を当社が知った場合、保守契約者に確認後、当社がネットワーク契約者に代わり、保守事業者（ネットワーク契約者がその監視対象機器について保守を委託している事業者をいいます。以下同じとします。）へ修理の請求等を行うもの
マネージメントサービス	当社及び保守契約者が別途定める様式に基づき、当社が保守契約者に対し、対象ネットワークサービスの監視内容、故障対応情報又は工事情報等の説明及び運用等の改善提案を行うサービス

(契約の単位)

第7条 当社は、対象ネットワークサービスに係る1のグループごとに1の保守契約を締結します。この場合、保守契約者は、1の保守契約につき1人に限ります。

(保守契約申込の方法)

第8条 保守契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により保守契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 対象ネットワークサービス
- (2) 本サービスの提供に必要な対象ネットワークサービスの電気通信回線（以下「監視対象回線」といいます。）に係る情報
- (3) 本サービスの提供に必要な監視対象機器に係る情報
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(保守契約申込の承諾)

第9条 当社は、保守契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その保守契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 保守契約の申込みをした者が、対象ネットワークサービスに係る代表契約者等（当社に届け出た者に限ります。）と同一の者とならないとき。
- (2) 全てのネットワーク契約者から、監視対象回線のアドレス情報、監視対象機器のトラヒックを取得するための情報その他本サービスの提供に必要な情報を当社に開示することの同意が得られないとき。
- (3) 全てのネットワーク契約者から保守契約者に監視対象機器のトラヒック情報を開示することの同意が得られないとき。
- (4) 保守契約の申込みをした者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 保守契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
- (6) 保守契約の申込みをした者が、第32条（利用に係る保守契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (8) その他本サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第10条 本サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 保守契約者は、前項の最低利用期間内に保守契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(契約内容の変更)

第11条 当社は、保守契約者から請求があったときは、第8条（保守契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（保守契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(保守契約の地位の承継)

第12条 相続又は法人の合併若しくは分割により保守契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(保守契約者の氏名等の変更の届出)

第13条 保守契約者は、申込書（申込書に付随する添付文書も含みます。）に記載された保守契約者の名称等、保守契約者に関する事項に変更があったときは、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類又は当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 保守契約者が第1項に定める変更の届出を怠り不利益を被ったとしても、当社は責任を負わないものとします。

(利用権の譲渡)

第14条 利用権(保守契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が、対象ネットワークサービスに係る代表契約者等(当社に届け出た者に限り)と同一の者とならないとき。

(2) 本サービスに係る全てのネットワーク契約者の承諾が得られないとき。

(3) 全てのネットワーク契約者から利用権を譲り受けようとする者に監視対象機器のトラヒック情報を開示することの同意が得られないとき。

(4) 利用権を譲り受けようとする者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(6) 利用権を譲り受けようとする者が、第32条(利用に係る保守契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(7) その他本サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、保守契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(保守契約者が行う保守契約の解除)

第15条 保守契約者は、保守契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、当社に書面等により通知していただきます。

2 保守契約者は、本サービスに係る全ての対象ネットワークサービスの契約の解除があったときは、保守契約の解除の届出をしていただきます。

(当社が行う保守契約の解除)

第16条 当社は、第20条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された保守契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その保守契約を解除することがあります。

2 当社は、保守契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が本サービスに係る当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその保守契約を解除することがあります。

3 当社は、前項の規定により、保守契約を解除しようとするときは、あらかじめ保守契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 付加サービス

(付加サービスの提供)

第17条 当社は、保守契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加サービスを提供します。

2 保守契約者は、付加サービスの利用内容の変更の請求をすることができます。

3 前2項の請求があったときは、当社は、第9条(保守契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(付加サービスの廃止)

第18条 当社は、次の場合には付加サービスを廃止します。

(1) 保守契約者からその付加サービスの廃止の申出があったとき。

(2) その付加サービスの提供を受けている保守契約の解除があったとき。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第19条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ保守契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第20条 当社は、保守契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなおお支払わないとき。

(2) 対象ネットワークサービスに係る料金の支払いがないとき。

(3) 保守契約の申込みに当たって、事実と反する内容を申し出たことが判明したとき。

(4) 保守契約者の氏名等の変更の届出に当たって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

- (5) 第32条（利用に係る保守契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (6) 前5号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス若しくは対象ネットワークサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を保守契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第21条 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第22条 保守契約者は、その保守契約に基づいて当社が本サービス又は付加サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、保守契約の解除又は付加サービスの廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第23条 保守契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第24条 本サービスの契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、保守契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、保守契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第25条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第7章 割増金及び延滞利息

（割増金）

第26条 保守契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第27条 保守契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第8章 損害賠償

（責任の制限）

第28条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態が生じた料金月における利用料金の合計額を上限として、保守契約者に現実に生じた通常の損害に限り賠償します。

（免責）

第29条 当社は、保守契約者及び第三者に発生した損害について、前条に定める場合を除いては、責任を負いません。

2 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第30条 当社は、保守契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の本サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(本サービスの廃止)

第31条 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、保守契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ保守契約者に通知します。

(利用に係る保守契約者の義務)

第32条 保守契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。

(6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(7) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(8) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

2 保守契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、本条に規定する義務違反により保守契約者又は第三者に発生する損害について責任を負いません。

(保守契約者に対する通知)

第33条 保守契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 本サービスを掲載した当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、保守契約者に対し通知が完了したものとみなします。

(2) 保守契約者が本サービスの利用の申込みにあたり、又はその後に当社に届け出た保守契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、若しくはFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、保守契約者に対する通知が完了したものとします。

(3) 保守契約者が本サービスの利用の申込みにあたり、又はその後に当社に届け出た保守契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、保守契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項各号の手続により書面に代えることができるものとします。

(保守契約者からの通知)

第34条 保守契約者は、当社が別に定める異動があったときは、その内容について、当社が指定する様式により速やかに当社に通知していただきます。

(注)本条に規定する当社が別に定める異動は、対象ネットワークサービスに係る契約における次に掲げる異動とします。

(1) 利用権の譲渡

(2) 契約の解除

(3) 契約者の地位の承継

(4) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

(個人情報の取扱い)

第35条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について保守契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。

3 保守契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>) に定める手数料の支払いを要します。

(有料保守情報画面の提供)

第36条 当社は、保守契約の申込内容に従い、有料保守情報画面(保守契約等の情報の提供及び第11条(契約内容の変更)に規定する請求を受け付ける画面をいいます。以下同じとします。)を利用するためのログインID及びパスワードを保守契約者へ通知します。

- 2 保守契約者は、ログインID及びパスワードをその責任の元で管理するものとします。この場合において、当社は、当社の責によらない理由によりログインID及びパスワードが第三者に漏洩したことにより保守契約者に生じた損害について、責任を負いません。
- 3 当社の設備の保守上又は工事上等やむを得ないときは、有料保守情報画面の利用を中止することがあります。この場合において、当社は有料保守情報画面にてあらかじめ保守契約者にその旨を通知します。
ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 4 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータを確認、複写又は複製することがあります。
- 5 当社は、有料保守情報画面の内容について保証をしないものとし、有料保守情報画面の利用に起因する保守契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 6 当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより保守契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- 7 当社は第15条（保守契約者が行う保守契約の解除）又は第16条（当社が行う保守契約の解除）に規定する保守契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、保守契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

（不可抗力）

第37条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により保守契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

（特約）

第38条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、保守契約者とその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が保守契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、5の規定に基づく起算日の変更があったときを除いて、本サービスに係る利用料金を日割しません。
- 3 利用料金の日割は、料金月の日数により行います。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ保守契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 保守契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、保守契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 10 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(料金等の請求)

- 11 当社は、本サービスの料金等を保守契約者に係る対象ネットワークサービスの料金等と併せて請求することがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 第22条（利用料金の支払義務）から第24条（工事費の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額（料金表第1表（料金）に規定する規定損害金を除きます。）は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。））に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1表 料金
第1 利用料金
1 適用

区分	内容
(1) 利用料金の適用	<p>ア 当社は、各料金月の末日において監視対象回線又は監視対象IPアドレス（以下この欄において「監視対象回線等」といいます。）の数の合計を算出し、その料金月における利用料金を適用します。</p> <p>イ 当社は、アに規定する数の合計の算出にあたり、その料金月に本サービスの利用を開始した監視対象回線等の数を除き、その料金月の初日以外の日に本サービスの利用の廃止があった監視対象回線等の数を含めて計算します。</p> <p>ただし、本サービスの利用を開始した日と本サービスの利用の廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、その監視対象回線等の数を含めて計算します。</p>
(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金（規定損害金）の適用	<p>ア 本サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 当社は、最低利用期間内に保守契約の解除があった場合は、規定損害金として50,000円を、当社が定める期日までに、保守契約者から一括して支払っていただきます。</p>

2 料金額

2-1 基本サービス利用料

月額

区分	単位	料金額
ベーシック（ライト）	対象ネットワークサービスに係る1のグループごとに	10,000円（11,000円）
	1の監視対象回線ごとに	800円（880円）
ベーシック（標準/カスタマイズ）	対象ネットワークサービスに係る1のグループごとに	10,000円（11,000円）
	1の監視対象回線ごとに	2,000円（2,200円）
エンタープライズ	監視対象IPアドレスの数が100までの場合	対象ネットワークサービスに係る1のグループごとに 400,000円（440,000円）
	監視対象IPアドレスの数が101から200までの場合	600,000円（660,000円）
	監視対象IPアドレスの数が201から300までの場合	800,000円（880,000円）
	監視対象IPアドレスの数が301から400までの場合	1,000,000円（1,100,000円）
	監視対象IPアドレスの数が401から500までの場合	1,200,000円（1,320,000円）
	監視対象IPアドレスの数が501から1,000までの場合	2,000,000円（2,200,000円）

2-2 付加サービス利用料

(1) 月次品質レポートサービス

月額

区分	単位	料金額
当社が指定する様式に基づき、対象ネットワークサービス（外国側の電気通信回線を除きます。）の監視内容、故障対応情報又は工事情報を報告するもの	対象ネットワークサービスに係る1のグループごとに	20,000円（22,000円）
備考 当社は、ベーシック（標準/カスタマイズ）に係る保守契約者に限り、この付加サービスを提供します。		

(2) 疎通監視追加サービス

月額

区分	単位	料金額
基本サービスを利用する1の監視対象回線において、監視対象IPアドレスを追加するもの	ベーシック（ライト）に係るもの	1の監視対象IPアドレスごとに 800円（880円）
	ベーシック（標準/カスタマイズ）に係るもの	1の監視対象IPアドレスごとに 1,000円（1,100円）

備考
1 当社は、ベーシック（ライト）及びベーシック（標準/カスタマイズ）に係る保守契約者に限り、この付加サービスを提供します。
2 当社は、1の監視対象回線ごとに、監視対象IPアドレスが2以上となる場合に限り、その2以上となる部分についてこの付加サービスに係る付加サービス利用料を適用します。

(3) ステータス監視サービス

月額

区分	単位	料金額
監視対象機器（外国側の電気通信回線に係るものを除きます。）の状態監視等を行うもの	下記以外のもの	1の監視対象IPアドレスごとに 1,000円（1,100円）
	拡張型のもの	1の監視対象IPアドレスごとに 2,000円（2,200円）
備考		
1 当社は、ベーシック（ライト）に係る保守契約者には、この付加サービスを提供しません。		
2 当社は、エンタープライズに係る保守契約者に限り、拡張型を提供します。		

(4) 機器保守手配代行追加サービス

月額

区分	単位	料金額
基本サービスを利用する1の監視対象回線において、保守事業者を追加するもの	1の監視対象回線に係る1の保守事業者ごとに	1,000円（1,100円）
備考		
1 当社は、ベーシック（ライト）に係る保守契約者には、この付加サービスを提供しません。		
2 当社は、1の監視対象回線ごとに、保守事業者が2以上となる場合に限り、その2以上となる部分についてこの付加サービスに係る付加サービス利用料を適用します。		

(5) キャリア保守手配代行サービス

月額

区分	単位	料金額
当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの故障を当社が知った場合、保守契約者に確認後、当社がその電気通信事業者へ修理の請求等を代行するもの	1の電気通信事業者ごとに	20,000円（22,000円）
備考 当社は、エンタープライズに係る保守契約者に限り、この付加サービスを提供します。		

(6) リアクションプラン対応サービス

月額

区分	料金額
対象ネットワークサービスの故障を当社が知った場合、当社及び保守契約者が別途定める仕様書に従い、当社が対応を行うもの	別に算定する額
備考 当社は、ベーシック（ライト）に係る保守契約者には、この付加サービスを提供しません。	

(7) メンテナンス工事調整サービス

月額

区分	料金額
対象ネットワークサービスに係るメンテナンス工事の影響度分析、事前説明又は実施連絡及び完了連絡を行うもの	別に算定する額
備考 当社は、エンタープライズに係る保守契約者に限り、この付加サービスを提供します。	

(8) キャパシティ管理レポートサービス

区分	単位	料金額
対象ネットワークサービスのトラフィックデータに基づき当社が診断及びアドバイスを行うもの	定型レポート	対象ネットワークサービスに係る1のグループごとに月額 20,000円（22,000円）
		1の監視対象回線ごとに月額 1,000円（1,100円）
	詳細レポート	対象ネットワークサービスに係る1のグループごとに保守契約者からの請求の都度 60,000円（66,000円）

	1の監視対象回線ごとに保守契約者から請求の都度	3,000円(3,300円)
備考 当社は、ベーシック(標準/カスタマイズ)に係る保守契約者に限り、定型レポートを提供します。		

第2 手続きに関する料金

1 適用

区分	内容				
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金
種別	内容				
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金				

2 料金額

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円(880円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区分	内容						
(1) 基本サービス工事費及び付加サービス工事費の適用	基本サービス工事費及び付加サービス工事費は次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 基本サービス工事費</td> <td>基本サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 付加サービス工事費</td> <td>付加サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	ア 基本サービス工事費	基本サービスに関する工事を要する場合に適用します。	イ 付加サービス工事費	付加サービスに関する工事を要する場合に適用します。
区分	内容						
ア 基本サービス工事費	基本サービスに関する工事を要する場合に適用します。						
イ 付加サービス工事費	付加サービスに関する工事を要する場合に適用します。						
(2) 工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						

2 工事費の額

	区分		単位	工事費の額
(1) 基本サービス工事費	ア ベーシック(ライト)及びベーシック(標準/カスタマイズ)に係る工事の場合	(ア) 利用の開始に係る工事	1の契約ごとに	10,000円(11,000円)
		(イ) ア以外の工事	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)
	イ エンタープライズに係る工事の場合	(ア) 利用の開始に係る工事	1の契約ごとに	別に算定する実費
		(イ) ア以外の工事	1の工事ごとに	別に算定する実費
(2) 付加サービス工事費			1の工事ごとに	5,000円(5,500円)

附 則（平成 24 年 8 月 3 日 NSク第 200080 号）
本規約は、平成 24 年 8 月 6 日から実施します。

附 則（平成 25 年 2 月 1 日 NSク第 200185 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 4 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

有料保守サービス	有料保守サービス ベーシック
----------	-------------------

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 25 年 11 月 22 日 NSク第 300210 号）
この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 NSク第 300337 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日 NSク第 400529 号）
この改正規定は、平成 27 年 3 月 26 日から実施します。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日 NSク第 500450 号）
この改正規定は、平成 28 年 3 月 29 日から実施します。

附 則（令和元年 8 月 23 日 NSク第 00534568 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日 NSク第 00609824 号）
この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日 NSク第 00625664 号）
この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

附 則（令和 5 年 7 月 20 日 CNS 1 サ第 000400002117-01 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5 年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

有料保守サービス ベーシック	有料保守サービス ベーシック（標準/カスタマイズ）
-------------------	------------------------------

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。